

# 森林災害等復旧造林事業補助金交付規則

昭和 56 年 12 月 1 日 規則第 86 号  
最終改正 平成 18 年 3 月 31 日 規則第 98 号

(目的)

第 1 条 この規則は、暴風雪等による激甚災害を受けた森林の復旧事業を行う者に対して補助金を交付することにより、被災森林の早期回復と林業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助事業」とは、別に定める災害を受けた人工造林地において行う森林災害等復旧造林事業をいう。

2 「森林災害等復旧造林事業」とは、森林災害復旧造林事業及び県単雪害等復旧造林事業をいう。

3 「森林災害復旧造林事業」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 11 条の 2 の規程に基づく事業であって、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被害木等の整理 次号の跡地造林と一体的に行うことが必要な激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であって、当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出（搬出に必要な碎断及び集積を含む。）であって、別に定める森林災害復旧造林事業の技術的基準（以下「技術的基準」という。）に適合して行われるものをいう。

(2) 跡地造林 被害木等の伐採跡地における森林の復旧を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業であって、技術的基準に適合して行われるものをいう。

(3) 倒木起こし 激甚災害により倒伏した造林木（以下「被災倒伏木」という。）の引き起こしであって、技術的基準に適合して行われるものをいう。

(4) 作業路の開設 前 3 号に掲げる作業を行うために必要な作業路を開設する事業をいう。

4 「県単雪害等復旧造林事業」とは、次の各号に掲げる事業のうち別に定めるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県単除・間伐 激甚災害を受けた人工林の林木の回復を図ることを目的として、折損木等の伐採及び除去並びにこれらに伴う作業を行う事業をいう。

(2) 県単倒木起こし 激甚災害を受けた人工林の林木の回復を図ることを目的として、被災倒伏木の引き起こし及びこれに伴う作業を行う事業をいう。

(3) 県単作業路の開設 第 1 号の作業を行うために必要な作業路を開設する事業をいう。

(4) 倒木起こし機の整備 被災倒伏木を引き起こすために使用する機械を整備する事業をいう。

(5) 県単被害木等の整理 跡地造林と一体的に行うことが必要な被害木等の伐採及び搬出（搬出に必要な碎断及び集積を含む。）を行う事業をいう。

5 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者で、森林災害復旧造林事業にあつては市町村（財産区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会、岩手県林業公社及び森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「任意団体」という。）で別に定めるものをいい、県単雪害等復旧造林事業にあつては森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 2 項に規定する森林所有者（国、県、

独立行政法人緑資源機構、岩手県林業公社並びに経営する森林面積が 500 ヘクタールを超える会社及び個人を除く。) 及び任意団体をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業者が補助事業を行った場合に要した経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 補助額は、森林災害復旧造林事業にあつては別に定める標準経費(作業路の開設にあつては、当該標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)の3分の2に相当する額、県単雪害等復旧造林事業にあつては別に定める標準経費(県単作業路の開設にあつては、当該標準経費と実行経費とを比較していずれか低い額)に2分の1の範囲内で知事が定める率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、森林災害等復旧造林事業が完了した後、別表に掲げる森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定める提出期限までに知事(森林災害復旧造林事業にあつては、所管する広域振興局長又は地方振興局長。以下「知事等」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事等は、前条の申請書を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事等は、前項の決定をしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 補助事業の施行地の成林に必要な保育等の管理を行うこと。

(2) 補助事業の実施年度以降2年以上の森林保険に加入すること。

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)は、あらかじめ知事等にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

2 知事等は、補助事業者が補助金の交付の申請、請求及び受理を代理人に委任して行う場合は、代理人に森林災害等復旧造林事業補助金調書(様式第5号)を作成させ、関係書類とともに整理保管させるべき旨の条件を付するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、知事等は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、別表に掲げる森林災害等復旧造林事業補助金請求書を、別に定める提出期限までに知事等に提出しなければならない。

2 知事等は、前項の書類を受理した場合において、交付の決定の内容と適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事等は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項目若しくは第2項に規定する条件又は同条第3項の規定に基づき付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事等は、前項の規定に基づく取消しをしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事等の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(準用規定)

第10条 岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第17条から第19条までの規定は、この規則に基づく補助金について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「知事等」と読み替えるものとする。

附 則(平成18年3月31日規則第98号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県規則(以下「改正前規則」という。)の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条、第7条関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数
森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書	第1号	3部(森林災害復旧造林事業にあつては、2部)
1 森林災害等復旧造林事業実施内訳明細書	第2号	
2 施業図	第3号	
3 森林災害等復旧造林事業実行位置図(5万分の1の地形図)		
4 樹苗需給確認証(樹苗需給の確認を受けた者のみとする。)		
5 分収造林契約書の写し、受託若しくは請負契約書の写し又は森林法施行令第11条第8号に規定する団体等の規約の写し		
6 補助金の交付申請書の提出、請求及び代理受領に関する委任状(代理人に委任して提出する場合のみとする。)		
7 その他知事等が必要と認める書類		
森林災害等復旧造林事業補助金請求書	第4号	3部(森林災害復旧造林事業にあつては、2部)

様式第 1 号（別表関係）

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様  
（ 振興局長）

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏 〕

森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書

年度において、別紙明細書のとおり 復旧造林事業を実施したので、森林災害  
等復旧造林事業補助金交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請し  
ます。

様式第2号(甲)(別表関係)

森林災害等復旧造林事業( ) 事業) 実施内訳明細書

年度

区分( )

申請 番号	林小班	地区	施行 団地	事業地の 所在地	面積等	造林の明細			造林地の状況		所有 形態	備考
						樹種	苗齢	植栽 本数	蓄積	被害率		
					ha(m)		年生	本	m <sup>3</sup>	%		


注 この様式は、補助事業者が直接申請する場合に用いること。

様式第3号（別表関係）

施 業 図

- 1 申請番号 第 号
- 2 補助事業者の氏名又は名称
- 3 施業面積

注1 施業面積は実測を行い、施業図面は実測図を用いること。ただし、1施行地が0.5ヘクタール未満の場合は、要点間の距離測量による簡易法によることができる。

- 2 1箇所0.01ヘクタール以上の除地がある場合は、施業図面に図示すること。
- 3 施業図面には、方位、縮尺及び事業地付近の道路その他目標となるものを表示すること。
- 4 実測野帳は、申請者が保管すること。

様式第4号（別表関係）

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様  
( 振興局長)

住 所  
氏 名 印  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

森林災害等復旧造林事業補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付の決定の通知があつた森林災害等復旧造林事業補助金について、森林災害等復旧造林事業補助金交付規則第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

金 円

